

石川県農業活性化協議会事務処理規程

平成16年	4月	7日	制定	平成23年	4月	27日	改正
平成19年	4月	18日	改正	平成25年	5月	16日	改正
平成19年	8月	29日	改正	平成26年	4月	23日	改正
平成21年	4月	24日	改正	平成27年	4月	23日	改正
平成22年	4月	28日	改正	平成28年	12月	7日	改正

(目的)

第1条 この規程は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次に掲げる組織が事務を行うものとし、その責任者は事務局長とする。

- (1) 石川県農業協同組合中央会
 - ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務
 - ・ その他の法令に基づく事務
- (2) 石川県農林水産部
 - ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務
 - ・ その他の法令に基づく事務
- (3) 全国農業協同組合連合会石川県本部
 - ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務
 - ・ その他の法令に基づく事務

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る石川県農業活性化協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る石川県農業活性化協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月7日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月18日から施行する。
- 3 この規程は、平成19年8月29日から施行する。
- 4 この規程は、平成21年4月24日から施行する。
- 5 この規程は、平成22年4月28日から施行する。
- 6 この規程は、平成23年4月27日から施行する。
- 7 この規程は、平成25年5月16日から施行する。
- 8 この規程は、平成26年4月23日から施行する。
- 9 この規程は、平成27年4月23日から施行する。
- 10 この規程は、平成28年12月7日から施行する。